取引先各位

東京電力株式会社 資材部長 原 英雄

石綿(アスベスト)新規使用全面禁止に伴う対応のお願いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととおよろこび申し上げます。平素は弊社電力事業に格別 のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法施行令が改正され、本年9月1日から施行されることに伴い、一部の例外を除いて「石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する全てのもの」の製造,輸入,譲渡,提供,使用が禁止されます。それに先立ち、弊社では既に「法令で製造等が禁止されている石綿等は、新規に購入・使用しない」ことを社内の運用ルールとしております。

つきましては、取引先の皆様におかれましても、法令遵守ならびに労働安全衛生管理等の観点から、製品や施工物への石綿(アスベスト)不含をより一層徹底されますことをお願い申し上げます。なお、弊社への納入製品ならびに施工物に石綿(アスベスト)が含有されている(もしくは恐れがある)場合には、速やかに弊社までご連絡頂きますよう、併せてお願い申し上げます。 敬具

## 【参考:法律改正内容(下線が改正部分)】

労働安全衛生法(抄)

(製造等の禁止)

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者 に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、 提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は 使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

## 労働安全衛生法施行令(抄)

(製造等が禁止される有害物)

第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

四 石綿

九 第二号、<u>第三号若しくは第五号から第七号まで</u>に掲げる物をその重量の1パーセントを超えて<u>含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の0.1パーセン</u>トを超えて含有する製剤その他の物

## 【本件に関するお問い合わせ】

資材部調達戦略グループ 松崎 (03-4253-5021),藤田 (03-4253-5029)

以 上